

平成 30 年 7 月 24 日開催

災害対策特別委員会資料

- | | | |
|---|-------------|--------|
| 1 | 土砂災害対策について | …1 ページ |
| 2 | 原子力災害対策について | …4 ページ |
| 3 | 津波災害対策について | …6 ページ |

参考資料（別冊）

防災危機管理部・都市整備部

土砂災害対策について

1 土砂災害防止法について

(1) 土砂災害防止法の制定の経緯について

- ア 平成 11 年 6 月 29 日、広島市・呉市を中心とする集中豪雨により土砂災害発生件数 325 件、死者 24 名となる大きな災害が発生した。この大災害を契機に、土砂災害の発生が予測される箇所では、対策工事等のハード対策だけではなく、住民の生命・身体を守るための警戒避難体制の整備等のソフト対策を展開していくことの必要性が強く認識された。
- イ その後、河川審議会の答申を受け、平成 12 年 5 月 8 日に土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）が公布され、平成 13 年 4 月 1 日から施行された。

(2) 基礎調査の実施・公表及び指定について

- ア 土砂災害防止法に基づき、都道府県が警戒区域指定のための基礎調査を実施する。
- イ 基礎調査は、「急傾斜地の崩壊」、「土石流」、「地すべり」の 3 種類の土砂災害を対象に行い、溪流や斜面及びその下流など、被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等を調査し、その結果に応じて警戒区域を指定する。
- ウ 平成 26 年 8 月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害防止法の一部が改正された。（平成 27 年 1 月 18 日施行）

（主な改正内容）

- ・都道府県に対する基礎調査結果の公表を義務付ける。
- ・都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知を義務付ける。
- ・市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。
- ・市町村地域防災計画へ避難場所、避難経路等を明示する。

(3) 「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」について

- ア 「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」は、土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、市町村による警戒避難体制の整備や不動産取引の際の重要事項説明等が義務付けられる。
- イ 「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」は「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造等が規制される。

(4) 新潟県及び上越市の指定状況について

- ア 新潟県では平成 13 年から方針策定のための検討やマニュアル等の作成が進められ、上越市では平成 17 年から基礎調査が開始された。

- イ 県は基礎調査終了後、該当する全ての町内会に対して、調査結果を報告し、住民説明会には市担当者も同行しながら、住民の理解を得た上で土砂災害警戒区域等の指定を行った。また、平成 29 年 2 月には、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の職員を対象に土砂災害についての講習会を開催している。
- ウ 上越市内の指定については平成 29 年 3 月に一旦完了した。その後は、追加指定が必要な箇所又は指定箇所で見直しが必要な箇所が生じた場合に、基礎調査を実施することとしている。
- エ 平成 30 年 6 月 25 日現在、新潟県内では、土砂災害警戒区域は 13,796 箇所、土砂災害特別警戒区域は 8,753 箇所が指定されている。上越市内では、土砂災害警戒区域は 1,828 箇所、土砂災害特別警戒区域は 1,042 箇所が指定されている。

参考：上越市における土砂災害警戒区域等の指定状況（H30.6月25日現在）

（単位：箇所）

	警戒区域等の指定状況		種別内訳				
	全 体		急傾斜		土石流		地すべり
		特別		特別		特別	
上 越	277	166	143	120	93	46	41
安 塚	262	158	133	123	70	35	59
浦川原	231	126	115	99	69	27	47
大 島	160	87	91	68	35	19	34
牧	192	101	111	88	23	13	58
柿 崎	198	133	119	102	62	31	17
大 潟	2	2	2	2	0	0	0
頸 城	41	26	23	22	18	4	0
吉 川	159	89	86	71	49	18	24
中 郷	8	3	7	3	1	0	0
板 倉	103	51	35	24	34	27	34
清 里	47	19	17	14	15	5	15
三 和	37	23	15	14	15	9	7
名 立	111	58	44	40	44	18	23
計	1,828	1,042	941	790	528	252	359

2 土砂災害ハザードマップの作成及び周知

(1) 住民ワークショップの開催

関係町内会の役員等が参集し、土砂災害警戒区域が示された図面を用いて、警戒区域の確認、過去の災害履歴や危険箇所の落とし込み、警戒区域を踏まえた避難経路の検討などを行い、その内容を土砂災害ハザードマップに反映している。

(2) 土砂災害ハザードマップの周知

完成した土砂災害ハザードマップは、対象町内会の全世帯に配布するとともに、市ホームページに掲載している。

(<http://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kikikanri/dosya-hazard.html>)

参考：土砂災害ハザードマップの作成経過及び今後の予定

年度	ハザードマップの作成状況		ハザードマップに含まれる警戒区域数	
	地区	種類		特別警戒区域
20年度	6	4	21(21)	0(0)
21年度	5	5	56(77)	10(10)
22年度	7	6	24(101)	13(23)
23年度	10	6	80(181)	45(68)
24年度	7	5	41(222)	20(88)
25年度	21	10	108(330)	64(152)
26年度	22	14	125(455)	76(228)
27年度	27	18	164(619)	103(331)
28年度	16	8	79(698)	39(370)
29年度	197	89	1,039(1,737)	586(956)
30年度	15(更新)	12(更新)	67(1,804)	46(1,002)
31年度	38(更新)	21(更新)	9(1,813)	6(1,008)
合計	318	165	1,813	1,008

※ ハザードマップに含まれる警戒区域数欄の () 内の数字は累計

3 土砂災害ハザードマップの活用

大雨による土砂災害の想定で実施する総合防災訓練（住民避難訓練）や各町内会等で実施される防災訓練では、作成した土砂災害ハザードマップを活用し、避難訓練を行っている。

原子力災害対策について

1 屋内退避・避難計画の策定

- ・平成 27 年 9 月に「上越市原子力災害に備えた屋内退避・避難計画」を策定した。
- ・本計画は、国・県の指針等に基づき原子力災害が発生した際の基本的な対応として、市が自ら整理でき得る範囲の中で基本的な事項についてまとめたもの。
- ・広域的な対応については、国・県が決定すべき事項であり、現時点において未決事項がある。

2 屋内退避・避難計画における主な課題と検討状況

- ・これまで、福島事故の検証を優先する中で広域的な対応における未決事項についての整理が進まない状況にあった。
- ・平成 29 年 8 月に、県は安全な避難方法について検証する「新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会（避難委員会）」を立ち上げた。
- ・今後、未決事項については、県が中心となり検討を進め、避難委員会において意見を聴きながら整理することとしている。

(1) 緊急時モニタリング体制の整備（県）

- ・緊急時には、新潟県緊急時モニタリング計画（平成 29 年 6 月策定）に基づき、国が緊急時モニタリング実施計画を策定し、国の統括の下、県、関係指定公共機関、原子力事業者がモニタリングを実施する。
- ・県が設置した県内のモニタリングポストは 155 基であり、うち上越市には 14 基（UPZ 内 13 基、UPZ 外 1 基）設置されている。
- ・現在、県では、緊急時に放射線量を詳細に調査するためのモニタリングカーを走行させるための測定ルートを検討している。

(2) 避難手段の確保（県）

- ・自家用車が使用できない住民等を、バスにより避難させるため、県はバス事業者と協定締結に向けた協議に着手している。

(3) 避難経路所・避難所の運営体制の整備（県）

- ・避難経路所や避難所の運営体制については、国や他県から先進事例の情報収集を行っている。

(4) 要配慮者の避難体制の整備（県）

- ・県では、十分な検討を要する課題の一つとして位置づけ、避難委員会での検証や平成31年度に実施を予定する原子力防災訓練の結果などを踏まえ、今後、支援体制の検討を予定している。

(5) 安定ヨウ素剤の配布・服用体制の整備（県）

- ・P A Z内の住民には事前配布されている。
- ・U P Z内の住民分については、各地域の県保健所等に一時的に配備されている。なお、現在、緊急時に配布するための分散配備や住民への配布方法等について検討している。
- ・上越市分については、上越保健所にU P Z内住民の3回分、U P Z外住民の1回分が配備されている。

(6) 避難等の際のスクリーニング体制の整備（県）

- ・現在、まずは、スクリーニングポイントの候補地を選定している（決まり次第公表する予定）。

(7) 物資供給等の支援体制の整備（国・県）

- ・原子力災害時における物資供給等の支援体制について、国では自衛隊の活動とした。また、県では、トラック協会の活用を検討している。

3 今後の県の検討スケジュールについて

- ・県は、平成30年度中に広域避難計画のたたき台の策定を予定している。
- ・平成31年度には、広域避難計画の実効性の向上を図るため、原子力防災訓練の実施を予定している（具体的な時期や場所等は未定）。

津波災害対策について

1 当市における津波対策の経過

年月	対応	内容
平成 23 年 3 月	—	東日本大震災の発生
平成 23 年 5 月	県	新潟県津波対策検討委員会を設置 ▶ 津波浸水想定図の検討
平成 23 年 9・10 月	市	津波避難ビルの指定及び避難所等への海拔表示
平成 23 年 12 月	国	津波防災地域づくりに関する法律の制定（以下、「法」という）
平成 25 年 12 月	県	新潟県津波浸水想定公表（以下、「県独自想定」という）
平成 26 年 2 月	県・市	新潟県津波浸水想定に係る住民説明会の開催
平成 26 年 8 月	市	津波ハザードマップの発行（県独自想定） ▶ 洪水ハザードマップと合冊し全戸配布
	国	国が法に基づき新たな津波断層モデルを公表 ▶ 県は、新たな津波浸水想定作成に着手
平成 26 年 6 月～9 月	市	上越市津波避難施設基本調査の実施（県独自想定） ▶ 津波避難困難地域を対象に津波避難施設の選定の可否及び新規施設の必要性を検討
平成 27 年 3 月	市	上越市津波避難計画の作成、配布（県独自想定） ▶ 津波発生時に市民等が迅速かつ自主的な避難行動をとることができるよう避難対象地域毎に具体的な避難場所や避難経路等を設定
平成 27 年 3 月～6 月	市	津波避難誘導看板及び表示板の設置（県独自想定） ▶ 観光客等の迅速な避難行動を促進するため、避難場所や避難の方向、海拔等を表示し設置
平成 29 年 11 月	県	平成 26 年 8 月に国が公表した津波断層モデルに基づく新潟県津波浸水想定（以下、「県新想定」という）の公表
平成 30 年 2 月	県・市	県新想定に係る住民説明会の開催 ▶ 関係町内会等を対象に県新想定の内容等を説明
平成 30 年 7 月	市	上越市危機管理研修（職員研修）の開催 ▶ 幹部職員を対象に県新想定の内容等を説明

2 今後の予定

県新想定に係る地域住民説明会の実施

- ・新たな津波浸水想定を市民に正しく理解していただくため、津波到達時間や発生間隔などを分析したうえで、津波浸水想定の詳細について説明する。
- ・あわせて、「揺れたら逃げる」を基本とする、当市の津波避難計画に基づく避難行動をとるよう、改めて周知する。

※県新想定を前提としたハザードマップやハード対策のあり方については、別途有識者の意見を聴きながら検討する。